

高岡市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し民間企業等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告事業を実施するために民間企業等の広告を掲載することができる媒体は、次に掲げるもの（以下「広告媒体」という。）とする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) その他広告を掲載することについて特に市長が定めるもの

(掲載広告の要件等)

第3条 市広告媒体に掲載する広告は、当該市広告媒体の公共性等を損なうおそれのないものとし、その内容及び表現は、市広告媒体にふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する内容を含む広告（高岡市ホームページ「ほっとホット高岡」に掲載しようとする広告にあっては、当該広告のリンク先のホームページ等を含む。次条及び第7条第2項において同じ。）は、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に類するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に類するもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 広告内容を市が推奨している誤解を招くもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) その他市情報媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、市広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する営業に該当する業種又は事業者及びこれらに類する業種又は事業者
- (2) 消費者金融、債権取立、示談交渉等に係る業種又は事業者
- (3) 飲酒、喫煙、賭博その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない事項に該当する業種又は事業者

- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) 行政機関からの指導等を受け、当該指導等に係る改善を実施しない事業者
- (8) 本市の市税を滞納している事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか社会的に問題となっている業種又は事業者

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格、掲載位置その他市広告媒体に掲載する民間企業等の広告に関し必要な事項は、別に定める。

2 広告掲載料金及び募集に関する事項は、各年度の募集要項によるものとする。

(広告掲載手続等)

第 6 条 市広告媒体に広告を掲載しようとする者は、前条第 2 項に規定する募集要項に従い、広告掲載申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、広告の掲載を承諾したときは、広告掲載承諾書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 広告掲載承諾書の交付を受けた者は、広告掲載承諾書に記載する広告掲載料を納付し、誓約書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により納付された広告掲載料は、還付しない。

(広告に関する責任等)

第 7 条 市広告媒体に掲載した広告に関する責任（掲載広告により第三者に及ぼした損害の賠償責任を含む。）は、広告主又はその委託、委任等を受けた者（以下「広告主等」という。）が負うものとする。

2 市広告媒体を所管する所属の長は、当該市広告媒体に掲載した広告の内容が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当し、又は広告主等が第 4 条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該広告の掲載を中止することができる。この場合において、広告の掲載の中止に関して生ずる費用等は、広告主等が負担する。

(細則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する